

(9)平成27年度伯耆町除雪対策(計画)について

- 1 除雪期間 平成27年12月1日～平成28年3月31日
- 2 実施方法 町で除雪する路線については、町保有の除雪機械を貸与、または業者保有除雪機械を借上げ、建設業者等と委託契約を締結し、実施します。
集落内除雪については、委託契約を締結した集落に行っていただきます。
新規に実施を希望される集落は、下記担当まで申し出てください。
また、除雪をされた場合は、別添の「除雪運転日誌」により、実施月の翌月に報告してください。
- 3 歩道除雪 次の集落には歩道除雪機を貸与します。
(町保有機械)
福岡三区・福岡中央・上谷・畑池・須鎌・福島・三部一区・宮原・金屋谷・大坂・岩立・真野
(県保有機械)
宇代・大瀧

県道の歩道、集落内の町道など必要に応じて除雪を行ってください。
- 4 除雪の協力について 除雪作業の際、路上駐車があると十分な除雪を行うことが出来ません。
路上駐車がないよう区民の方のご協力をよろしくお願いいたします。
積雪による道路周辺の倒木等について、事前に町から連絡して除去させて頂いていますが、緊急の場合は所有者の確認を待たずに除去しなければならない場合があります。ご了承ください。
また、大型除雪機械による除雪のため、門前に雪がたまる場合がありますが、各戸において対応していただきますようお願いいたします。
- 5 凍結防止剤の配布について 凍結防止剤を橋・急坂等の凍結の恐れがある個所に配布しますので、必要に応じて散布していただきますよう、ご協力をお願いします。
また、凍結防止剤の必要な個所があれば、下記担当までご連絡ください。

地域整備課	環境整備室
担当	真野 孝平
電話	68-5539
FAX	68-3866
Mail	kankyouseibi@houki-town.jp